

03 申告相談に必要なもの

申告内容に応じてさまざまですが、「所得」や「所得控除」に関する証明書と「印鑑」が必要です。
控除を受ける場合には、控除額が確認できる証明書や領収書をご持参ください。

◎印鑑 ◎所得税確定申告書(税務署から届いている方のみ)

◎本人名義の金融機関名(支店名)・口座番号のわかるもの(所得税の還付申告を受ける方)

※下の表で対象・必要書類を確認してください

対象	必要書類
給与所得者・公的年金受給者	源泉徴収票(原本)、事業主の支払証明など ※給与支払報告書、年金払込通知書での受け付けは行っていません
事業所得者・農業所得者・不動産所得者	収支内訳書(必ず記入のうえ持参してください) ※固定資産税を経費として計上する場合は、固定資産税領収済通知書と課税明細書をご参照ください
医療費控除を受ける方	医療費の領収証(原本)、保険などで補てんされた金額の明細書 ※領収書の日付(H27.1.1～H27.12.31)をご確認いただき、受診者や病院ごとに集計してください
社会保険料控除を受ける方	国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収証、または納付済額証明書
生命保険料・介護医療保険料・地震保険料控除を受ける方	個人年金保険料・生命保険料・介護医療保険料控除証明書や地震保険料控除証明書・長期損害保険料控除証明書(平成18年末までに契約締結された分)
住宅借入金等特別控除を初めて受ける方	原本：住民票・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書 写し：家屋(土地も含む)の登記簿謄本・請負(売買)契約書・その他(認定通知書など)
市外在住者が扶養親族となる方	被扶養者の住所・氏名・生年月日がわかるもの

※収支内訳書などの用紙は、千代田庁舎税務課・霞ヶ浦庁舎霞ヶ浦窓口センター・中央出張所の窓口を設置してあります。
なお、農業所得用の収支内訳書は、農協・漁協の窓口にも設置してあります。

04 土浦税務署からのお知らせ

所得税および復興特別所得税・贈与税の申告および納付の期限は3月15日㊤、消費税および地方消費税の申告および納付の期限は3月31日㊤です。

◇確定申告会場のご案内

新治ショッピングセンター「さん・あぴお」2階
(土浦市大畑 1611)

開設期間

2月16日㊤～3月15日㊤(㊤㊤を除く)

※ただし、2月21日㊤・2月28日㊤は開設します。

※開設期間中は、土浦税務署での申告相談は実施しません。土浦税務署の窓口では、申告書の提出、申告書用紙や納付書の交付、現金納付の業務を行っています。

▶受付時間…9:00～16:00(混雑状況により、受付終了時間を早める場合があります)

▶相談内容…申告相談(所得税や復興特別所得税、個人事業者に係る消費税、贈与税の申告書の作成および提出)

▶不明な点は、土浦税務署にお問い合わせください。「さん・あぴお」へのお問い合わせはご遠慮ください。

◎留意していただきたい点

①所得税の確定申告をされる方は、確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れに注意してください。

②平成23年分以後の各年分において、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金などを受給されている方は、この制度は適用されないこととなりました。

TAX

平成27年分

税の申告



所得税・市県民税の申告は

2月12日金～3月15日火

市では、日程表のとおり、申告相談などを行います。

なお、円滑な申告相談が行えるよう、事前に帳簿や領収書などの集計を済ませてご来場ください。

また、青色申告を行う方、相談内容が複雑な方、譲渡所得がある方などは、税務署に直接相談してください。

◇市税や地方税に関するお問い合わせ

圖税務課(千代田庁舎)

◇所得税や消費税など国税に関するお問い合わせ

圖土浦税務署 ☎ 029 - 822 - 1100

◇国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>



◇e-Tax ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>



01 申告相談の対象者

平成28年1月1日に市内にお住まいの方は、原則として申告が必要です。

◎給与所得者で、勤務先からの給与支払報告書が市役所へ提出されていない方

◎主たる給与のほか収入があった方

◎営業・農業・不動産・利子・配当・年金・雑・一時・譲渡などの所得や原稿料、講演料などの収入があった方

◎農業所得は、自作・他作にかかわらず耕作収入があった方が対象となります。なお、出荷していなくても収穫があった場合には、農業所得となります。

◎収入がなくても、市内在住で申告などをされる方の扶養になっていない場合。なお、扶養になっている方でも、申告者が市外に居住されている場合(単身赴任など)には申告が必要です。

◎失業保険・遺族年金・障害年金など、非課税所得があった方

※証明書の発行や国民健康保険税の算定、児童手当受給の基礎資料となりますので、申告が必要です。

◎年金から天引きされている社会保険料の他に、普通徴収で社会保険料などを納付されている方

◎給与を2カ所以上からもらっている方

◎その年の給与収入が2,000万円を超えている人

◎年末調整が済んでいない方 など

02 申告の方法

各申告会場で相談するほかにも、郵送や電子申告で提出することもできます。

◎申告会場で提出する場合

必要書類(7ページ参照)を持参のうえ、市内の各申告会場または新治ショッピングセンター「さん・あぴお」で提出できます。

※申告会場は大変混雑が予想されます。以下の方法で、ご自身で作成して提出することもできます。

◎郵便で提出する場合

自書申告により確定申告書に必要な事項を記載して完成した場合は、郵送などで税務署に提出できます。

※大変便利な国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」をご利用ください。画面の案内に従い金額などを入力すると、税額などが自動計算され、所得税の申告書や青色申告決算書などを作成のうえ、源泉徴収票などの必要書類を添付して郵送で税務署に提出できます。

◎電子申告で申請する場合

郵送で提出する場合と同様、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で確定申告書や青色申告決算書などを作成し、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

【改定前の水道料金表】

種別	水量	基本料金	水量	超過料金
一般用及び供用	10 m ³	2,138.4 円	11～30 m ³ 以下	216.0 円
			31～50 m ³ 以下	237.6 円
			51～100 m ³ 以下	259.2 円
			101 m ³ 以上	270.0 円
営業用	30 m ³	6,415.2 円	31～50 m ³ 以下	237.6 円
			51～100 m ³ 以下	259.2 円
			101 m ³ 以上	270.0 円
団体用	100 m ³	23,760.0 円	101 m ³ 以上	270.0 円
臨時用				777.6 円



【改定後の水道料金表】1月検針分(2月請求分)からの料金となります(消費税含む)。

種別	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
一般用及び供用	0 m ³	1,620.0 円	1～10 m ³ 以下	48.6 円
			11～30 m ³ 以下	205.2 円
			31～50 m ³ 以下	226.8 円
			51～100 m ³ 以下	259.2 円
団体用			101 m ³ 以上	270.0 円
臨時用				810.0 円

【水道メータ使用料】※料金の改定はありません

口径	使用料	口径	使用料
13 mm	54.0 円	40 mm	216.0 円
20 mm	108.0 円	50 mm	1,080.0 円
25 mm	118.8 円	75 mm	1,404.0 円
30 mm	183.6 円	100 mm	1,404.0 円

◇水道料金を計算しよう!

例 水道メータ口径 20 mmで、ひと月に 40 m³の水道を使用した場合

基本料金(A)	1,620.0 円
超過料金(B)	486.0 円
水道メータ使用料(C)	108.0 円
合計(A+B+C)	8,586.0 円

基本料金(A)+超過料金(B)+水道メータ使用料(C)=水道料金(1ヵ月) **8,586円** ※1円未満切り捨て

水道料金改定のお知らせ

水道料金が1月検針分(2月請求分)から改定となります。
 なお、平成27年12月検針分(1月請求分)までは、改定前の水道料金となっております。今後とも引き続き、効率的な事業運営と事業の健全な経営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

水道課 ☎029-897-1346



【料金の比較】

改定前：8,940円

改定後：8,586円

※差引額：▲354円

水道事業ビジョン策定にかかわる意見公募

厚生労働省の「新水道ビジョン」に示された水道の将来像・理想像である「安全な水道」「強靱な水道」を持続する水道の実現を踏まえ、現在、かすみがうら市の実情を反映した「かすみがうら市水道事業ビジョン」の策定を進めています。幅広く市民の皆さまからのご意見を伺うため、当該ビジョンの素案を公表し、意見を募集します。なお、ホームページには各種資料を掲載しますので、ご参照ください。

◎案件名

かすみがうら市水道事業ビジョン(素案)

◎計画素案の閲覧場所

かすみがうら市ホームページ
 総務課千代田庁舎
 情報広報課(霞ヶ浦庁舎)
 中央出張所
 水道課(水道事務所)

◎意見募集期間

1月29日(金)～2月12日(金)



05 市内の申告会場と対象者

◆～指定日以外でも、都合の良い日にご来場ください～◆

各会場の開錠は午前8時です。
 午前中の受け付けが80人になり次第、午後の受け付けを開始します。
 ※かすみがうら市青色申告会では、青色申告を始めたい方への個別相談を期間中に予定しておりますので、ご希望の方は税務課市民税係までご連絡ください。

会場および時間	あじさい館		千代田庁舎	働く女性の家
	9:00～11:30	13:00～15:30	9:00～11:30 13:00～15:30	9:00～11:30 13:00～15:30
平成28年				
2月12日(金)	*****		*****	市内全地区(還付申告)
13日(土)	*****		*****	*****
14日(日)	*****		*****	市内全地区(還付申告)
15日(月)	*****		*****	市内全地区
16日(火)	*****		*****	市内全地区
17日(水)	風返、高賀津、平、宮下	北ノ坊、中道、富士見台	*****	市内全地区
18日(木)	田子内、小津、新屋敷	柏崎先浜、柏崎下宿、柏崎横町	*****	市内全地区
19日(金)	柏崎上宿、小常、田端、出戸	下高野、下軽部、芝久保	*****	市内全地区
20日(土)	*****		*****	
21日(日)	*****		*****	
22日(月)	赤塚東、赤塚西、松本	崎浜、加茂団地、平川、御殿	*****	
23日(火)	川尻、内加茂、戸崎原	戸崎、大前、田宿	*****	
24日(水)	西原、深谷中台、男神、上大堤、三ツ木、日大寮	深谷一、深谷二、深谷三、深谷団地	七会地区	
25日(木)	深谷上郷、深谷下郷、四ヶ村、堤	下原、毘沙門堂、八千代台、牧ノ内	七会地区	
26日(金)	幕田、南根本、大成、牧ノ内第二	大和田、大成、サンシャインつくば	下稻吉・稲吉地区	
27日(土)	*****		*****	
28日(日)	市内全地区		市内全地区	
29日(月)	房中、上高谷第2、上高谷第3	宮馬場、千鳥ヶ丘、八田	下稲吉・稲吉地区	
3月1日(火)	兵庫峰、浜、緑ヶ丘	霞台、有河、牛渡下郷、牛渡上郷	志筑地区	
2日(水)	上高谷、根山、柳梅	外葉、松崎、心道学園	志筑地区	
3日(木)	西成井上宿、西成井下宿、西成井横町	上軽部、東京製鋼筑波寮、堂山、馬場	志筑地区	
4日(金)	馬場山、小原、巽台、原巻、天王町、金川	荻平、荻平本郷、新宿、三ツ谷風返、巾木免	稲吉東・稲吉南・角来地区	
5日(土)	*****		*****	
6日(日)	*****		*****	
7日(月)	飯岡、天神、天神第一、ピソ天神、かんだつ住宅	新生、大和、希望ヶ丘、鹿ノ山、鹿ノ山第二、東宝ランド、南野	稲吉東・稲吉南・角来地区	
8日(火)	坂東、大平、上東、二ノ宮、大寿、坂有河、西方、折越	志戸崎西一、志戸崎西二、志戸崎西三、志戸崎中、志戸崎東一、志戸崎東二	新治地区	
9日(水)	横須賀、根本前原、北前原、後路、山田	石田、沖ノ内、上根、田伏中台、霞	新治地区	
10日(木)	市内全地区		新治地区	
11日(金)	市内全地区		市内全地区	
12日(土)	*****		*****	
13日(日)	*****		*****	
14日(月)	市内全地区		市内全地区	
15日(火)	市内全地区		市内全地区	

※期限内の申告にご協力ください

